

特定公益増進法人に対する寄付金について

手続き方法等

- ①本制度のご利用をお考えの方は、寄付申込みの旨、本学の法人事務局財務部までご連絡ください。
- ②本学園宛ての「寄付申込書(本学所定様式)」にご記入の上、法人事務局財務部宛に郵送、または寄付専用メールアドレス (kifu@yg.kobe-wu.ac.jp) 宛に様式を付してご送付ください。様式は同ページよりダウンロードすることができます。
- ③本学指定の銀行口座(お振込先)へ寄付金をお振込みください。

お振込先：三井住友銀行 三宮支店 当座預金 2106337
口座名義：学校法人 行吉学園 (ガッコウホウジン ユキヨシガクエン)

- ④ご入金をご確認できましたら、「寄付金領収書」および税制上の優遇措置の為の「証明書」をお送りいたします。お手元に届きましたら、大切に保管してください。
(※損金処理時に必要となります。)

◆損金算入限度額の計算方法◆

$$\text{損金算入限度額} = (\text{①資本基準額} + \text{②所得基準額}) \times 1/2$$

- ①資本基準額 = 資本金額(期末資本金額 + 期末資本積立金額) × 事業年度月数 ÷ 12月 × 3.75/1000
- ②所得基準額 = 当期所得金額 × 6.25/100

計算例 資本基準額 2,000 万円、所得基準額 1,400 万円、1 年決算法人の場合
(2,000 万円 × 12/12 × 3.75/1000 + 1,400 万円 × 6.25/100) × 1/2 = 475,000 円
※上記限度額を超えた金額は、一般寄附金の損金算入限度額まで損金算入できます。